

理工系女子応援ネットワーク 登録等のルール

(目的)

- 1 理工系女子応援ネットワークは、女子生徒等の理工系分野への進路選択に向けた支援等を主体的かつ積極的に進める産学官の関係団体（以下、「参加団体」といいます。）相互の取組内容等の共有及び協力体制の強化を目的とします。

(実施内容)

- 2 (1) このネットワークでは、参加団体による女子生徒等の理工系分野への進路選択に資するシンポジウムやセミナー等のイベントの開催、先輩ロールモデルやベストプラクティスの発信、関連する調査研究の実施、専用ウェブサイトの開設などの主体的かつ積極的な取組を紹介・支援していきます。
- (2) 上記取組を円滑に進めるため、内閣府男女共同参画局が事務局として、内閣府ウェブサイト「理工チャレンジ」（以下、「リコチャレサイト」といいます。）等の運用をはじめとした、参加団体の取組内容等の共有及び参加団体相互の協力体制の強化に向けた支援を行います。

(参加資格)

- 3 (1) 参加団体は、次の各号のいずれの要件も満たした上で、参加登録をお願いします。
 - ① 女子生徒等の理工系分野への進路選択に向けた支援等を主体的かつ積極的に進める大学、研究機関、学術団体、企業等であり、かつ申請日の前日の過去1年間にシンポジウムやセミナー等のイベントの開催、先輩ロールモデルやベストプラクティスの発信、関連する調査研究の実施、専用ウェブサイトの開設などの実績があること。
 - ② リコチャレサイトで募集する「リコチャレ応援団体」であること。
- (2) (1)にかかわらず、次の各号に該当する団体は参加団体となることができません。
 - ① 申請日の前日までの過去1年間に、法及び法に基づく命令等に違反した団体
 - ② 性風俗関連営業等、接待を伴う飲食等営業又はこれら営業の一部を受託する営業を行う団体
 - ③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体、反社会的勢力及び公序良俗に反する団体
- (3) 参加団体は、内閣府に対し、リコチャレサイトを通じて退会の登録を行うことで、このネットワークからいつでも退会することができます。

(応援会議)

- 4 (1) ネットワーク参加団体が集まり、下記の事項を行う「応援会議」を年一回開催します。
 - ① 当該事業年度における取組方針の決定
 - ② 理工系女子支援等に係る情報交換
 - ③ その他
- (2) 応援会議の庶務は事務局が行い、応援会議の開催に要する費用は事務局が負担します。ただし、構成員に対しての出席謝礼金の支払いは行いません。また、応援会議に出席するための旅費は、構成員が負担してください。

(機密保持)

- 5 このネットワークの参加団体間で共有された情報のうち、参加団体が手掛ける支援等の取組について部外非開示の意志表示があった場合、参加団体及び事務局は当該情報を第三者に開示、公表、漏洩等しないこととします。

(個人情報の取扱)

- 6 事務局が入手した個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）に基づき適切に管理します。

(登録等のルールの変更)

- 7 事務局は、必要に応じてこのルールの変更を行い、リコチャレサイト及び応援会議等の場を通じて参加団体等にお知らせすることとします。

このルールは令和2年11月16日に改訂し、適用します。